

事業名	10070502 給食センター管理費	区 分	本年度	前年度	比 較	
担当課	給食センター	事業費	108,157	97,097	11,060	
会計名	1 一般会計	財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	
款	10 教育費		県支出金	0	1,087	▲1,087
項	7 保健体育費		地方債	0	0	0
目	4 給食センター費		その他	0	301	▲301
			一般財源	108,157	95,709	12,448

事業概要	学校給食センター施設の維持管理を実施する。
------	-----------------------

【歳出内訳】

節	予算額	節	予算額	節	予算額
1 報酬	0	11 需用費	64,724	21 貸付金	0
2 給料	0	12 役務費	5,692	22 補償、補填及び賠償金	0
3 職員手当等	0	13 委託料	25,683	23 償還金、利子及び割引料	0
4 共済費	0	14 使用料及び賃借料	34	24 投資及び出資金	0
5 災害補償費	0	15 工事請負費	7,013	25 積立金	0
6 恩給及び退職年金	0	16 原材料費	0	26 寄附金	0
7 貸金	0	17 公有財産購入費	0	27 公課費	0
8 報償費	0	18 備品購入費	5,011	28 繰出金	0
9 旅費	0	19 負担金、補助及び交付金	0	30 予備費	0
10 交際費	0	20 扶助費	0		

事業名	10070503 給食アレルギー対応事業費	区 分	本年度	前年度	比 較	
担当課	給食センター	事業費	4,339	4,318	21	
会計名	1 一般会計	財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	
款	10 教育費		県支出金	0	0	0
項	7 保健体育費		地方債	0	0	0
目	4 給食センター費		その他	0	0	0
			一般財源	4,339	4,318	21

事業概要	食物アレルギーのある児童生徒に対して食物アレルギー対応給食（除去食）を実施する。
------	--

【歳出内訳】

節	予算額	節	予算額	節	予算額
1 報酬	0	11 需用費	368	21 貸付金	0
2 給料	0	12 役務費	0	22 補償、補填及び賠償金	0
3 職員手当等	0	13 委託料	0	23 償還金、利子及び割引料	0
4 共済費	0	14 使用料及び賃借料	0	24 投資及び出資金	0
5 災害補償費	0	15 工事請負費	0	25 積立金	0
6 恩給及び退職年金	0	16 原材料費	0	26 寄附金	0
7 貸金	3,971	17 公有財産購入費	0	27 公課費	0
8 報償費	0	18 備品購入費	0	28 繰出金	0
9 旅費	0	19 負担金、補助及び交付金	0	30 予備費	0
10 交際費	0	20 扶助費	0		

事業名	10070504 給食センター事務費（人件費）	区 分	本年度	前年度	比 較	
担当課	給食センター	事業費	60,512	58,219	2,293	
会計名	1 一般会計	財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0
款	10 教育費		県支出金	0	0	0
項	7 保健体育費		地方債	0	0	0
目	4 給食センター費		その他	0	0	0
			一般財源	60,512	58,219	2,293

事業概要	給食センター事務費（人件費）
------	----------------

【歳出内訳】

節	予算額	節	予算額	節	予算額
1 報酬	0	11 需用費	0	21 貸付金	0
2 給料	35,028	12 役務費	0	22 補償、補填及び賠償金	0
3 職員手当等	15,510	13 委託料	0	23 償還金、利子及び割引料	0
4 共済費	9,974	14 使用料及び賃借料	0	24 投資及び出資金	0
5 災害補償費	0	15 工事請負費	0	25 積立金	0
6 恩給及び退職年金	0	16 原材料費	0	26 寄附金	0
7 貸金	0	17 公有財産購入費	0	27 公課費	0
8 報償費	0	18 備品購入費	0	28 繰出金	0
9 旅費	0	19 負担金、補助及び交付金	0	30 予備費	0
10 交際費	0	20 扶助費	0		

事業名	11010101 公債費償還元金	区 分	本年度	前年度	比 較	
担当課	企画財政課	事業費	1,149,725	1,170,254	▲20,529	
会計名	1 一般会計	財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0
款	11 公債費		県支出金	0	0	0
項	1 公債費		地方債	0	0	0
目	1 元金		その他	6,409	8,604	▲2,195
			一般財源	1,143,316	1,161,650	▲18,334

事業概要	企画財政課分・・・一般会計の公債費の公債費元金償還に係る事業。（コミュニティ・プラント除く） 下水道課分・・・一般会計のうちコミュニティ・プラント事業の公債費元金償還に係る事業。
------	--

【歳出内訳】

節	予算額	節	予算額	節	予算額
1 報酬	0	11 需用費	0	21 貸付金	0
2 給料	0	12 役務費	0	22 補償、補填及び賠償金	0
3 職員手当等	0	13 委託料	0	23 償還金、利子及び割引料	1,149,725
4 共済費	0	14 使用料及び賃借料	0	24 投資及び出資金	0
5 災害補償費	0	15 工事請負費	0	25 積立金	0
6 恩給及び退職年金	0	16 原材料費	0	26 寄附金	0
7 貸金	0	17 公有財産購入費	0	27 公課費	0
8 報償費	0	18 備品購入費	0	28 繰出金	0
9 旅費	0	19 負担金、補助及び交付金	0	30 予備費	0
10 交際費	0	20 扶助費	0		

## (3) 繰越明許費・債務負担行為

## ○繰越明許費

(単位：千円)

事業名等	金額	備考
02.総務費	4,001	
01.総務管理費	4,001	
社会保障・税番号制度導入推進事業	4,001	
03.民生費	114,229	
01.社会福祉費	114,229	
臨時福祉給付金（経済対策分）	114,229	
04.衛生費	600	
02.清掃費	600	
コミュニティ・プラント一般管理費	600	
08.土木費	304,379	
02.道路橋りょう費	215,181	
国道21号下牛牧交差点市道新設工事	69,120	
野田橋歩道橋整備事業	28,249	
市道10-1158号線外1路線整備事業	45,838	
市道4-1097号線整備事業	44,079	
長護寺川河川改修に伴う市道橋梁架替事業	5,215	
野田橋歩道橋整備事業（下部工2期工事）	22,680	
04.都市計画費	89,198	
（仮称）野白新田扣畑公園整備事業	89,198	
10.教育費	644,604	
03.小学校費	644,604	
本田小学校整備事業費	366,126	
南小学校整備事業費	278,478	
合 計	1,067,813	

## ○債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
瑞穂市コミュニティセンター及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンターの施設管理に伴う指定管理料	平成29年度から 平成30年度まで	161,000	
平成29年度保育士派遣事業	平成29年度	77,000	
平成30年度保育士派遣事業	平成29年度から 平成30年度まで	77,100	
排水設備等改造資金利子補給	借入年度から 返済年度まで	借入残額に対して長期プライムレートに0.80%を加えた率を乗じた額以内	
市が指定する金融機関から瑞穂市中小企業者信用保証により融資したことによって損失を受けた場合の損失補償	借入年度から 償還履行の日まで	100,000	
金融機関から瑞穂市土地開発公社に対する貸付金の債務保証	平成29年度から 返済年度まで	1,000,000	
野田橋歩道橋整備事業（平成29年度）	平成28年度から 平成29年度まで	47,560	
瑞穂市自転車駐輪場及び駐車場の施設管理に伴う指定管理料	平成29年度から 平成30年度まで	116,000	

#### (4) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費に関する説明書

消費税率（国・地方）引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう。）の財源確保にあることから、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）において、「消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされました。また、引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。）については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記されました。【平成26年1月24日付総務省自治税務局都道府県税課長通知より抜粋】

平成29年度瑞穂市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金 750,000千円  
 (うち社会保障財源交付金 300,000千円)

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

款	項	目	経費	地方消費税交付金 (社会保障財源交付金) 充当額
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	574,681	24,765
		障害者福祉費	830,435	35,786
		老人福祉費	1,154,501	49,751
		福祉医療費	691,324	29,791
		福祉センター費	7,112	306
	児童福祉費	児童福祉総務費	316,050	13,619
		児童手当費	1,087,935	46,882
		ひとり親福祉費	8,924	385
		保育所費	1,488,554	64,146
	生活保護費	生活保護扶助費	350,259	15,094
	小計		6,509,775	280,525
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	213,332	9,193
		成人保健費	75,493	3,253
		予防費	163,116	7,029
	小計		451,941	19,475
合計			6,961,716	300,000

## 4. 特別会計の特徴

### (3) 学校給食事業特別会計

### (3) 学校給食事業特別会計（歳入）

#### ○分担金及び負担金

（単位：千円）

項 目(うち主なもの)	H29	H28	増 減 額	増減率	備 考
負担金	306,081	300,892	5,189	1.7%	給食費負担金

#### ○その他

（単位：千円）

項 目(うち主なもの)	H29	H28	増 減 額	増減率	備 考
繰越金	1	1	0	0.0%	
諸収入	1	1	0	0.0%	
計	2	2	0	0.0%	

学校給食事業特別会計（歳出）

事業別予算一覧表

（単位：千円）

款・項・目・事業名	担当課	H29年度	H28年度	増減額	増減率	シートNo.	備考
学校給食事業特別会計		306,083	300,894	5,189	1.7%		
給食事業費		306,083	300,894	5,189	1.7%		
給食事業費		306,083	300,894	5,189	1.7%		
給食費		306,083	300,894	5,189	1.7%		
給食事業費	給食センター	306,083	300,894	5,189	1.7%	1	

事業名	4000001 給食事業費	区 分	本年度	前年度	比 較	
担当課	給食センター	事業費	306,083	300,894	5,189	
会計名	4 学校給食事業特別会計	財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0
款	1 給食事業費		県支出金	0	0	0
項	1 給食事業費		地方債	0	0	0
目	1 給食費		その他	306,081	300,892	5,189
			一般財源	2	2	0

事業概要	学校給食法第十一条第2項に基づき保護者負担により賄材料を購入する。
------	-----------------------------------

## 【歳出内訳】

節	予算額	節	予算額	節	予算額
1 報酬	0	11 需用費	306,083	21 貸付金	0
2 給料	0	12 役務費	0	22 補償、補填及び賠償金	0
3 職員手当等	0	13 委託料	0	23 償還金、利子及び割引料	0
4 共済費	0	14 使用料及び賃借料	0	24 投資及び出資金	0
5 災害補償費	0	15 工事請負費	0	25 積立金	0
6 恩給及び退職年金	0	16 原材料費	0	26 寄附金	0
7 賃金	0	17 公有財産購入費	0	27 公課費	0
8 報償費	0	18 備品購入費	0	28 繰出金	0
9 旅費	0	19 負担金、補助及び交付金	0	30 予備費	0
10 交際費	0	20 扶助費	0		

5. 職員等給与費

6. 基金年度末現在高

7. 起債年度末現在高

8. 当初予算の推移

## 5. 職員等給与費

※職員給与・共済費等（特別会計含む）

（単位：千円）

項目（うち主なもの）	H29	H28	増減額	増減率	備 考
議会事務局	30,536	33,043	△2,507	△7.6%	
監査委員事務局	21,697	22,584	△887	△3.9%	
会計課	32,335	31,025	1,310	4.2%	
秘書広報課	331,617	338,642	△7,025	△2.1%	退職手当組合負担金含む
市長・副市長	37,567	36,145	1,422	3.9%	
広域連合等派遣職員	50,688	58,283	△7,595	△13.0%	岐阜県・広域連合
育児休業・病気休暇者	7,722	7,827	△105	△1.3%	
企画財政課	84,147	92,215	△8,068	△8.7%	
総務課	88,292	99,544	△11,252	△11.3%	
消防職員	485,094	407,160	77,934	19.1%	岐阜市派遣70人
管財情報課	50,680	47,461	3,219	6.8%	
税務課	114,051	121,851	△7,800	△6.4%	
市民課	72,186	75,895	△3,709	△4.9%	
医療保険課	83,073	84,340	△1,267	△1.5%	特別会計分含む 退職手当組合負担金含む
福祉生活課	79,924	90,354	△10,430	△11.5%	
地域高齢福祉課	44,669	31,984	12,685	39.7%	
健康推進課	78,954	84,266	△5,312	△6.3%	
市民窓口課	30,896	30,393	503	1.7%	
環境課	36,414	42,715	△6,301	△14.8%	
上水道課	67,301	66,599	702	1.1%	公営企業会計分 退職手当組合負担金含む
下水道課	38,156	36,480	1,676	4.6%	特別会計分含む 退職手当組合負担金含む
商工農政課	47,571	47,341	230	0.5%	
都市開発課	84,570	83,924	646	0.8%	
都市管理課	58,103	55,600	2,503	4.5%	
教育総務課	103,700	111,856	△8,156	△7.3%	退職手当組合負担金含む
教育長	15,398	14,297	1,101	7.7%	
給食センター	60,512	58,219	2,293	3.9%	
学校教育課	63,081	60,480	2,601	4.3%	
小学校・中学校・幼稚園	82,022	76,792	5,230	6.8%	
幼児支援課	47,577	46,794	783	1.7%	
保育所	556,797	548,499	8,298	1.5%	
生涯学習課	74,829	68,929	5,900	8.6%	
図書館	23,309	18,664	4,645	24.9%	
計	3,083,468	3,030,201	53,267	1.8%	

## 6. 基金年度末現在高

(単位：千円)

項 目 名	H27末	H28末 見 込	H29増減見込		H29末 見 込
			取崩額	積立額	
財政調整基金	2,391,360	2,592,757	400,000	498	2,193,255
減債基金	1,205,830	1,206,802	0	121	1,206,923
特定目的基金	6,070,975	6,238,500	480,000	171,087	5,929,587
公共施設整備基金	3,602,784	3,581,847	480,000	580	3,102,427
ふるさと応援基金	7,607	95,608	0	70,008	165,616
地域振興基金	54,567	54,584	0	6	54,590
下水道事業対策基金	2,110,159	2,211,602	0	492	2,212,094
地域福祉基金	278,729	278,729	0	0	278,729
ふるさと農村活性対策基金	10,799	10,799	0	0	10,799
和宮公園維持管理基金	3,250	3,250	0	0	3,250
体育振興基金	3,080	2,081	0	1	2,082
庁舎建設基金	—	—	0	100,000	100,000
小 計	9,668,165	10,038,059	880,000	171,706	9,329,765
その他	666,514	813,680	150,000	7,243	670,923
収入印紙等購買基金	3,000	3,000	0	0	3,000
土地開発基金	189,296	189,364	0	19	189,383
国民健康保険基金	471,218	618,316	150,000	7,224	475,540
国民健康保険高額医療費資金貸付基金	3,000	3,000	0	0	3,000
合 計	10,334,679	10,851,739	1,030,000	178,949	10,000,688

## 7. 起債年度末現在高

(単位：千円)

項 目 名	H27末	H28末 見 込	H29増減見込		H29末 見 込
			借入額	償還額	
一般会計	12,505,068	12,454,316	896,100	1,247,747	12,102,669
合併特例債	3,796,942	3,246,196	136,500	521,726	2,860,970
臨時財政対策債	8,020,332	8,241,175	720,000	534,364	8,426,811
その他の起債	687,794	966,945	39,600	191,657	814,888
下水道事業特別会計	1,548,481	1,462,280	79,000	87,831	1,453,449
農業集落排水事業特別会計	92,407	84,240	0	8,420	75,820
水道事業会計	680,528	627,901	0	54,027	573,874
合 計	14,826,484	14,628,737	975,100	1,398,025	14,205,812

8. 当初予算の推移

(単位：千円)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
一 般 会 計	13,145,140	12,345,000	11,809,789	13,480,000	15,100,000	13,780,000	16,360,000	15,039,000	
特 別 会 計	国民健康保険 事業特別会計	2,993,766	3,107,604	3,184,708	3,471,874	4,000,853	4,099,547	4,146,864	4,302,475
	後期高齢者医療 事業特別会計	—	—	—	—	—	316,704	305,569	330,254
	老人保健事業 特別会計	2,559,225	2,752,714	2,759,048	2,735,001	2,497,264	282,252	5,401	1,652
	学校給食事業 特別会計	267,368	270,095	275,554	272,474	274,161	279,468	282,958	281,564
	下水道事業 特別会計	951,656	322,243	288,743	467,213	199,001	195,764	202,187	187,159
	農業集落排水 事業特別会計	26,781	26,010	28,067	28,431	26,613	25,437	28,119	27,528
	下水道（コミュニ ティ・プラット）事 業特別会計	924,744	221,340	198,798	267,746	249,464	253,898	254,572	廃止
	土地取得事業 特別会計	1,415,720	廃止	—	—	—	—	—	—
	小 計	9,139,260	6,700,006	6,734,918	7,242,739	7,247,356	5,453,070	5,225,670	5,130,632
企 業 会 計	水道事業会計	838,230	1,012,967	956,443	694,627	671,034	668,243	818,564	867,834
	小 計	838,230	1,012,967	956,443	694,627	671,034	668,243	818,564	867,834
合 計	23,122,630	20,057,973	19,501,150	21,417,366	23,018,390	19,901,313	22,404,234	21,037,466	

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
一 般 会 計	14,831,000	15,150,000	15,350,000	15,060,031	16,700,000	16,840,000	16,700,000	
特 別 会 計	国民健康保険 事業特別会計	4,333,008	4,462,185	4,569,852	4,898,825	6,023,358	6,060,999	5,899,503
	後期高齢者医療 事業特別会計	338,686	368,531	371,595	396,621	406,894	443,933	466,785
	老人保健事業 特別会計	廃止	—	—	—	—	—	—
	学校給食事業 特別会計	286,935	288,961	297,577	297,950	300,181	300,894	306,083
	下水道事業 特別会計	190,292	177,519	194,486	188,112	259,322	368,296	366,116
	農業集落排水 事業特別会計	28,855	26,991	29,877	28,012	50,991	26,238	26,525
	小 計	5,177,776	5,324,187	5,463,387	5,809,520	7,040,746	7,200,360	7,065,012
企 業 会 計	水道事業会計	749,748	855,831	836,084	895,407	908,478	1,394,740	822,623
	小 計	749,748	855,831	836,084	895,407	908,478	1,394,740	822,623
合 計	20,758,524	21,330,018	21,649,471	21,764,958	24,649,224	25,435,100	24,587,635	

※合併初年度（平成15年度）は11ヶ月予算

※土地取得事業特別会計は平成15年度末廃止

※後期高齢者医療事業特別会計は平成20年度より

※下水道（コミュニティ・プラット）事業特別会計は平成21年度末廃止

※老人保健事業特別会計は平成22年度末廃止

議案第 12 号

第二次瑞穂市子どもの読書活動推進計画について

第二次瑞穂市子どもの読書活動推進計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

瑞穂市社会教育の方針と重点の具現化に向け、瑞穂市の子どもたちが、本と親しみ、本を楽しみ、本から学ぶことができるような環境づくりを推進するため策定するもの。

# 第二次瑞穂市子どもの読書活動推進計画

(平成29年度～平成33年度)



平成29年3月  
瑞穂市教育委員会

## 目 次

第1章	第二次瑞穂市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって	1
1	子どもの読書活動の意義	1
2	国・県の動向	1
3	子どもの読書活動の現状と第二次推進計画策定に向けての骨子	3
第2章	計画の基本的な考え方	6
1	基本目標	6
2	基本的な方針	6
3	計画の期間	6
4	計画の対象	6
第3章	第二次子どもの読書活動推進のための取組	7
1	家庭・地域における読書活動の推進	7
2	保育所・幼稚園における読書活動の推進	12
3	小学校・中学校における読書活動の推進	14
4	図書館における読書活動の推進	17
第4章	計画の効果的な推進に向けて	20
第5章	子どもの読書活動推進計画の実施体系	21
第6章	第二次子どもの読書活動推進計画の努力目標	23

### 参考資料

■乳幼児保護者アンケート（平成23年と平成28年の比較）	24
■乳幼児保護者アンケート（0・1歳児と2・4歳児の比較）	27
■小学2年生アンケート（平成23年と平成28年の比較）	30
■小学5年生アンケート（平成23年と平成28年の比較）	33
■中学2年生アンケート（平成23年と平成28年の比較）	36
■児童・生徒アンケート（平成28年小2・小5・中2の比較）	39
■乳幼児保護者アンケートの集計結果	42
■児童・生徒アンケートの集計結果	43
■第二次瑞穂市子どもの読書活動推進計画策定の経過	44

# 第1章 第二次瑞穂市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 子どもの読書活動の意義

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律の基本理念は「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」としています。

この法律が制定された背景には、様々な情報メディアが急速に発達している高度情報社会において、インターネットなどで大量の情報が提供されているという事実があります。それらが有益か無益か判断する能力がまだ十分に備わっていない子どもたちにとってはその生活様式にも大きな影響を与え、読書に親しむ機会が減少し、「活字離れ」や「読書離れ」、「言葉の乱れ」など、子どもたちの豊かな人間形成の上で、大きな社会問題なることを懸念されていたことがあります。

特に小・中学生のスマートフォンの所持率や使用時間が年々増加している状況の中、こうした現代を生きる子どもたちが抱える問題を改善し、子どもたちが自分自身の力で未来を切り拓いていく力をつけるために、今、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

子どもたちと本との出会いはあたたかい温もりの中で絵本を見ながらやさしい語りかけと楽しい絵を通じて得られる心の通い合いから始まります。その積み重ねから子どもたちは言葉のもつ意味や未知の世界を知り、発見や感動を体験し、自ら考える習慣や豊かな感性、思いやりの心などを身に付けていきます。また、読書は物事をじっくり考えたり、自分の考えをわかりやすく伝えたりすることにつながり、基礎学力や読解力、そしてコミュニケーション能力の向上にも期待できるものです。さらには、読書は自己実現を図っていくことの手助けもしてくれます。子どもたちは本を通じて有益な多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心ときめかせるなどの喜びを感じとることにもなります。

瑞穂市では、このような読書のもつ計り知れない価値を認識し、次世代を担う光り輝くみずほの子どもたちがそれぞれの発達段階に応じて、「本と親しみ、本を楽しみ、本から学ぶ」ことができるような環境づくりを推進していくため、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・図書館・行政など、社会全体で積極的に子どもの読書活動を支援していくことを目指していきます。

## 2 国・県の動向

- |          |   |
|----------|---|
| 平成11年 8月 | 子どもの読書活動について国を挙げて支援していくため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。   |
| 平成13年12月 | 子どもの読書に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）が公布・施行されました。        |
| 平成14年 8月 | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画である「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が策定され、施策の基本的な方向と具体的な方策が明らかにされました。 |
| 平成16年 3月 | 「岐阜県子どもの読書活動推進計画」（第一次計画）を策定し、すべて  |

- の子どもの自主的な読書活動を支えるための具体的施策の方向性や各種団体等の連携・協力のあり方を示しました。
- 平成17年 7月 国民が本や新聞など活字に親しみやすい環境をつくることを目的として「文字・活字文化振興法」が施行され、読書週間の初日10月27日を「文字・活字文化の日」と決めました。
- 平成18年12月 教育基本法が改正され、これを受けて「学校教育法」、「図書館法」が改正されました。
- 平成20年 3月 国は第一次基本計画における成果や課題、諸情勢の変化などを検証した上で、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）を策定しました。
- 平成20年12月 岐阜県は教育の新たな指針となる「岐阜県教育ビジョン」を作成し、その中で、子どもたちの読書活動の推進について「現状」と「課題」「取組の基本方針」について明らかにしました。
- 平成22年 3月 岐阜県は第一次計画期間内における県、各市町村及び各種団体の取組の成果と課題を踏まえて、より効果的に子どもの読書活動を推進するために「岐阜県子どもの読書活動推進計画」（第二次計画）を策定しました。
- 平成22年 6月 「文字・活字文化振興法」の制定5周年にあたる2010年を「国民読書年」と決めました。
- 平成24年 3月 瑞穂市子どもの読書活動推進計画（平成24年度～平成28年度）を策定しました。
- 平成24年12月 私立図書館を対象に加え、図書館に対するニーズや地域課題の複雑化・多様化、指定管理者制度の導入等、図書館の運営環境の変化等を受けて「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正されました。
- 平成25年 5月 国は第二次基本計画における成果や課題、諸情勢の変化などを検証した上で、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）を策定しました。
- 平成26年 3月 岐阜県は教育の新たな指針となる「第2次岐阜県教育ビジョン」を作成し、主要施策①「心の教育の充実と望ましい人間関係を築く力の向上」のための取り組むべき主な施策として、「読書活動の推進」を位置づけ、子どもたちの読書活動の推進についての基本方針を明らかにしました。
- 平成26年 6月 「学校図書館法の一部を改正する法律」が公布されました。学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）についての規定が追加され、学校には学校司書を置くように努めること、また、国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。
- 平成27年 3月 岐阜県は第二次計画期間内における県、各市町村及び各種団体の取組の成果と課題を踏まえて、より効果的に子どもの読書活動を推進するために「岐阜県子どもの読書活動推進計画」（第三次計画）を策定しました。

### 3 子どもの読書活動の現状と第二次推進計画策定に向けての骨子

瑞穂市では、子どもを取り巻く読書環境や、子どもの読書に対する意識や現状を把握するために、平成28年6月に市内小学2年生と5年生、中学2年生、保育所・幼稚園の0・1・2・4歳児保護者を対象とした「瑞穂市子どもの読書活動に関するアンケート調査」を実施しました。（調査結果の詳細は別紙資料にあります。）

#### (1) 小中学生対象のアンケート調査結果の概要

「本を読むことが好きですか」という質問に対して小学2年生と小学5年生共に約91%、中学2年生では約78%の子どもたちが「好き」または「どちらかというときらい」と回答しています。また、平成23年と平成28年を比べてみても小学生は微増、中学生は8ポイント向上しています。このことから多くの子どもたちは読書を好み、その楽しさもよく理解していることがわかります。

しかし、「どちらかというときらい」または「きらい」と回答している子どもたちが小学生では約10%前後、中学生では20%いることも事実です。そして1か月に一冊も本を読まない「不読者」の割合では特に中学生では14.4%となっており、全国平均の13.4%（全国学校図書館協議会・第60回読書調査）よりやや上回る結果となっています。

本を読まない理由としては毎日の生活の中で読書よりも優先したいことが多かったり、読むことへの苦手意識や、本を読むことは好きだけれどもなかなかその時間が取れなかったりという、まさに現在の子どもたちがゆとりをつくれな生活の様子を表しているようにも考えられます。このことは「どうしたらもっと本を読むようになりますか」という質問に対して、小中学生ともに「自由な時間があったら」の回答が一番多く、年齢が上がるにつれ増え、中学生では50%を越えていることからわかります。今回のアンケートから新たに回答項目に追加した「スマホやタブレットの時間を減らす」については、小学2年生で4%、小学5年生で3%、中学2年生では10%を占めました。

子どもたちが本に親しむ、本を楽しむ環境として一番身近な学校図書室の利用ということについては小学生では約80%前後の子どもたちが「よく借りる・ほぼ毎日」、「時々借りる・週に2、3度」と回答しています。反面、中学生では同項目の回答は10%弱にとどまり、読書量と同様に図書室の利用にも小中格差が生じており、中学生の読書離れが懸念されます。

#### ■平成23年と平成28年の比較

項 目	小2		小5		中2	
	H23	H28	H23	H28	H23	H28
「読書が好き」と回答した割合	63%	71%	51%	58%	33%	33%
1日の平均読書時間	21.3分	19.0分	26.6分	26.7分	23.2分	20.9分
1ヶ月の平均読書冊数	11.0冊	11.1冊	10.1冊	10.6冊	4.4冊	4.5冊
「不読者」の割合	4.9%	3.6%	3.3%	1.9%	20.2%	14.4%
学校図書室週2・3回以上利用者の割合	75%	80%	68%	77%	8%	10%
図書館の1ヶ月の平均利用回数	2.4回	2.0回	1.8回	1.1回	0.9回	0.6回

## (2) 乳幼児保護者対象のアンケート調査結果の概要

「子どもに読み聞かせをすること」や「子どもが読書すること」に対して98%の保護者は「とても大切」、「大切」と回答しており、実際に約86%(毎日16%、週に3、4回26%、週に1、2回44%)の保護者は週に1、2回以上の読み聞かせをしており、その割合は平成23年より9%ポイント向上しています。

また、保護者自身も「本を読むことが好き」または「どちらかというが好き」と回答した保護者が70%あり、子どもが本に親しむことへの理解と関心の高さを維持していることがわかります。

### ■平成23年と平成28年の比較

項 目	H23	H28
読み聞かせは「とても大切」、「大切」と回答した割合	98%	98%
読み聞かせを「週1回以上している」と回答した割合	77%	86%
子どもが読書をするを「とても大切」「大切」と回答した割合	98%	100%
「本を読むことが好き」「どちらかというが好き」と回答した割合	68%	70%

平成27年の3月から始まったブックスタートを経験している0・1歳児の保護者と未経験の2・4歳児の保護者と比較すると次のような成果が確認できました。

### ■0・1歳児保護者(ブックスタート経験)と2・4歳児保護者(未経験)の比較

項 目	0・1歳児保護者 (ブックスタート経験)	2・4歳児保護者 (未経験)
「読み聞かせはとても大切」と回答した割合	60%	47%
「読み聞かせ毎日している」と回答した割合	25%	15%
1ヶ月の平均読み聞かせ日数	14.1日	11.4日
子どもが本を読む(見る)1ヶ月平均日数	21.2日	18.3日

しかし、平成23年と平成28年を比較すると「毎日読み聞かせしている」家庭の割合が低下していること、父親が読み聞かせをする割合が改善されていないこと、乳幼児保護者の図書館利用頻度が低下していることなど課題が明らかになりました。

### ■平成23年と平成28年の比較(課題)

項 目	H23	H28
「読み聞かせはとても大切」と回答した割合	54%	48%
主に読み聞かせをする人の割合	母親77% 父親13%	母親79% 父親13%
図書館の1ヶ月の平均利用回数	2.4回	0.6回

### (3) 第一次瑞穂市子どもの読書活動推進計画 課題のまとめ

#### 【乳幼児保護者アンケートより】より

- ▲毎日読み聞かせをしている家庭の割合が低下している。
- ▲父親が読み聞かせに協力できるような啓発や取組が必要である。
- ▲乳幼児保護者の図書館利用頻度の低下している。

#### 【児童・生徒アンケート】より

- ▲中学生の読書意欲の低さが、家庭での読書時間の少なさ、不読者の多さにつながっており、小学校で定着した読書習慣が継続されていない。
- ▲中学生は学校での読書の時間や、図書室での貸出が少ない。
- ▲小中ともに図書館の利用頻度が低下している。

#### 【子どもの読書活動推進計画の努力目標に関するアンケート】

#### 【子どもの読書活動推進計画策定にかかる基礎資料収集のための調査】より

- ▲保育所、幼稚園、小低学年の取り組む「読み聞かせ」は成果をあげているが家読（親子読書）の取組が推進されていない。
- ▲学校図書室の保護者への開放が進んでいない。
- ▲放課後児童クラブ等地域施設での蔵書の確保が困難である。
- ▲各機関と図書館との「連携」「協働」のシステムの構築が必要である。
- ▲学校での司書教諭の活用が十分になされていない。
- ▲中学生の学校図書室利用と貸し出し数が少ない。

### ■第二次子どもの読書活動推進計画策定に向けての骨子

※「家読(うちどく)」運動の啓発・推進と家庭での読書環境の整備  
→家庭教育学級等での「読み聞かせ」「親子読書」の推進（父親の参加の啓発）

※読書記録が、履歴として財産になっていくシステムの構築  
→小中学校と家庭と図書館が連携した「読書通帳」の活用

※小学校での読書活動を「充実」させ、中学校での「強化」  
→「全校読書の拡充（週1回の朝読書、月1時間読書の時間）」  
「児童生徒主体の図書館行事」「図書館との連携（出前講座）」



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

子どもたちがその成長に応じて、多くの本に出会い、本を読むことの喜びと満足感を得るためには、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動にいたるまで、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・図書館などが相互に連携しながらの社会全体での推進が必要です。

私たち瑞穂市は平成28年4月1日制定の「瑞穂市教育大綱」において『教育立市みずほ』を基本理念の表題として掲げています。平成29年度から、その理念を具現化する柱のひとつとして「読書のまち みずほ」を目指すことにしています。

本計画では、瑞穂市の未来を担う子どもたちが読書を通じて人生をより豊かに生きていくことを願い、次の基本目標を掲げます。

### 「本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成」

### 2 基本的な方針

本市では、国及び岐阜県の基本的な方針を踏まえ、本計画の効果的な推進を図るために、次の4項目を基本的な方針とします。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

**きっかけ、習慣づくり**

子どもたちがいつでもどこでも本に親しむことができ、楽しみながら自然に読書習慣が身につくよう、家庭や学校、地域等、あらゆる場を捉えて子どもたちに読書の楽しみや喜びを広く伝えていきます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備と充実

**環境づくり**

子どもが成長とともに読書の楽しさに気付き、進んで本を読みたくなるような環境づくりに家庭、地域、学校等がお互いに連携や協力を図りながら取り組みます。

(3) 子どもの読書への理解と関心を深めるための広報・啓発活動の推進

**魅力づくり**

子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもたちを取り巻く大人の理解を深め、関心を高めるために、読書活動関連事業等を通して様々な情報を提供し、広く啓発活動を展開します。

(4) 子どもが読書を楽しむための推進体制の整備と充実

**連携体制づくり**

子どもたちの読書習慣の習得と継続を目指して子どもの読書活動にかかわるあらゆる組織・団体が、緊密に連携・協力して、推進体制の整備・充実に努めます。

### 3 計画の期間

本計画の期間は平成29年度からおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 4 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。